第3回原子力委員会資料第2号

原子力損害賠償制度の在り方の検討について(案)

平成21年1月22日原子力委員会

原子力委員会は、平成20年6月3日にとりまとめた「原子力損害賠償制度の在り方の検討について」と題する見解において、現行の原子力損害の賠償に関する法律(以下、「原賠法」という。)の時限的な規定が「平成21年12月31日まで」となっていることから、同法の改正を行う時期が到来しているので、この法律の所管官庁である文部科学省は、より望ましい原子力損害賠償制度の確立に資するため、原賠法が初めて適用されたJCO臨界事故の経験などを踏まえて原子力損害賠償制度の在り方に関する検討を速やかに進めるべきであるとした。これに対し、文部科学省は、「原子力損害賠償制度の在り方に関する検討会」を設置してこの検討を実施し、平成20年12月15日に第1次報告書をとりまとめた。

原子力委員会は平成21年1月13日に文部科学省より同報告書の内容について報告を受けた。当委員会は、同報告書が法律改正事項として掲げている① 適用期限の延長、②賠償措置額の引上げ、③紛争審査会の所掌事務の追加、④ 罰則の強化、⑤政府補償契約に係る一部事務の保険会社への委託の5項目が海外の動向やJCO臨界事故に係る賠償対応の経験に基づく知見を踏まえた、原子力損害賠償制度の充実に資する適切なものであると評価するので、文部科学省においては同報告書に基づく法律改正の速やかな実現に取り組むべきであると考える。

なお、同報告書において「引き続き検討を行う事項」とされている点については、その検討が進んだ段階で文部科学省から検討結果を適宜聴取するとともに、必要に応じて見解を示すこととする。

以上